

「建設労働者確保育成助成金」制度の一部を改正しました

改正内容 1

▶「足場組立等に係る特別教育」を技能実習コースの助成対象としました

平成27年7月1日以降に開始される「足場の組立て等の業務に係る特別教育」を、技能実習コース（経費助成・賃金助成）の助成対象としました。

＜新たに対象となる特別教育＞

| 区 分 | 特別教育の時間 |
|--|---------|
| | 学 科 |
| 足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務 (地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く) | 6 |
| 平成27年7月1日現在で、足場の組立て、解体 または変更の作業に係る業務に就いている方 | 3 |

◆7月1日以降に開始する技能実習から適用

改正内容 2

▶10月1日以降に開始する技能実習は、事前に計画届の届出が必要です

＜技能実習コース（経費助成・賃金助成）の必要書類＞

| 種 類 | 現 行 | 平成27年10月1日以降 |
|-------|-------------------------------|-------------------------------|
| 計画届 | 届出不要 | 技能実習を開始する日の 原則1カ月前までに届出 |
| 支給申請書 | 技能実習を終了した日の翌日 から原則2カ月以内に提出 | 技能実習を終了した日の翌日 から原則2カ月以内に提出 |

※平成27年4月10日の改正内容です。

◆10月1日以降に開始する技能実習から適用

〔例:平成27年10月1日～10月3日の訓練期間で技能実習を実施する場合、原則として、9月1日までに計画届を労働局またはハローワークへの届出が必要です。〕

計画届様式（様式第2号（事業主向け）、様式第2号の2（団体向け））は厚生労働省ホームページにも掲載しています。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen-dl.html

建設 助成金 様式 検索

詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。